

東日本大震災復興関連事業チェックシート
(平成23年度第3次補正予算)

(国土交通省)

事業名	津波警報の改善		担当部局庁	気象庁	作成責任者		
事業開始・終了(予定)年度	平成23年度		担当課室	総務部総務課広報室 地震火山部管理課 地球環境・海洋部地球環境業務課 気象研究所企画室	広報室長千葉剛輝 管理課長上垣内修 地球環境業務課長高野清治 企画室長並澤浩		
会計区分	一般会計		施策名	10 自然災害等による被害を軽減するため、気象情報等の提供及び観測・通信体制を充実する			
根拠法令 (具体的な条項も記載)	気象業務法(第3条、第11条、第13条、第15条他) 災害対策基本法(第3条、第8条)		関係する計画、通知等	防災基本計画(昭和38年中央防災会議策定) 復興への提言～悲慘のなかの希望～(平成23年度東日本大震災復興構想会議決定) 東日本大震災からの復興の基本方針(平成23年度東日本大震災復興対策本部決定)			
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	東日本大震災においては、地震の規模が巨大であったため国内の既存の地震計は振り切れて分析に使用できず、適切な津波警報発表のもとになる地震の規模を即座に把握することができなかったことから、巨大地震の規模を早期に把握し、津波が沿岸部に到達する前に適切な津波警報を発表できるよう、巨大地震発生時においても振り切れず観測可能な地震観測体制を構築する。また、沿岸の津波観測施設の巨大地震による亡失、水没、停電、通信回線の断絶により津波観測が不能となったことを踏まえ、沿岸から沖合までの津波観測体制を万全なものとし、「逃げる」ためのトリガーとなる津波情報を確実に提供する。						
事業概要 (5行程度以内。別添可)	1.広帯域強震計による巨大地震の規模の早期把握(広帯域強震計80式整備) 2.津波観測施設の強化等(海底津波計(フイ式)3ヶ所配置、津波観測施設38ヶ所の電源・通信機能強化等、機動型津波観測装置3式整備) 3.巨大地震予測技術の高精度化に関する緊急研究(巨大地震の規模の即時推定手法構築、津波波高の高精度予測手法の構築) 4.大規模津波防災知識の適切な普及の推進						
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他						
23年度予算額 (単位：百万円)	当初	第1次補正	第2次補正	第3次補正	計		
	-	-	-	3,883	3,883		
成果目標 (アウトカム)	成果指標	単位	目標値		活動指標	単位	23年度活動見込
			23年度	24年度			
巨大地震において正確なマグニチュードを推定し精度の高い津波警報切り替えまでに要する時間を平成24年度までに15分以内とする。	分	28	15	広帯域強震計の整備	箇所	() 80	
				津波観測施設の強化等	箇所	() 46	
単位当たりコスト	30,820 (千円/1箇所あたり)		算出根拠	H23年度3次補正額/箇所数			
事業所管部局による点検							
項目				内容			
「復興への提言」及び「東日本大震災からの復興の基本方針」で示された諸原則や施策の考え方との整合性がとられているか。				「東日本大震災からの復興の基本方針」5復興施策(4)⑤(iii)、「地震・津波等の観測・監視・予測体制の強化、津波警報の改善をはじめとした防災情報の強化等を実施する。」に整合している。			
被災地のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。				津波警報をいち早く、大きな津波が来襲する前に適切に発表することは、津波から人命を守る上で最重要で不可欠。また、依然として津波を伴うような大きな余震が発生しており、沿岸住民や、復旧・復興作業従事者が津波から「逃げる」ためのトリガーとなる津波情報を確実に提供する必要がある。			
効果的な事業であるか(より高い効果をあげる手法の選択、類似事業等との役割分担、客観的な将来見通しなど)。				巨大地震発生時においては、振り切れない広帯域強震計の整備、沿岸から沖合までの多様な津波観測体制の整備、シミュレーション技術による津波波高の高精度予測手法の構築等を複合的に組み合わせることが最も効果的である。			
費用対効果や効率性の検証が行われたか。				広帯域強震計の整備にあたっては既存の地震観測施設を活用して設置するとともに、他機関の地震・津波観測データについても最大限活用することとしており、当庁における事業実施のコスト縮減を図っている。			
国、自治体、事業実施者、民間等の役割分担などのあり方は明確か。				気象業務法に基づき、地震・津波等の観測網整備や情報発表は気象庁が実施することとなっており、役割分担等は明確となっている。			
他の事業と整合的で、計画的に実施されるものとなっているか。				他機関の津波計等の整備事業と整合を図り実施することとしている。(単年度事業)			
事業の迅速な着手・執行が可能であるか。事業の執行などの透明性が確保され、進行管理が適切に行われるようになってきているか。				国において直接実施する事業であり、国自ら契約を締結し、工程管理から完成検査まで、職員により適切に実施することとしている。			

注1.「活動指標(アウトプット)」欄の「活動見込」については、23年度第3次補正予算に係る分について記載すること。なお、既に成立している23年度予算(第2次補正予算を含む。以下同じ)若しくは23年度予備費で措置している事業の追加措置の場合については、上段カッコ付で累積の見込みを記入すること。

注2.「単位当たりコスト」欄については、23年度第3次補正予算に係る分について記載すること。なお、既に成立している23年度予算若しくは23年度予備費で措置している事業の追加措置の場合については、上段カッコ付で「(23年度1次補正 × ×(円/))」などと記入すること。

注3.「内容」欄には、すべての点検項目毎に点検の結果及び方法、これらの客観的な根拠について具体的に記入すること。